

# 「長崎県土木部における週休2日モデル工事の取組」

## 1. 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

1) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なります。

適用積算基準別経費補正一覧(平成30年度)

適用積算基準 \ 経費補正対象	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率 現場管理費率
土木工事標準積算基準	○	○	○
電気通信設備積算基準	○	○	○
機械設備積算基準	○	○	○
港湾・漁港請負工事積算基準	○(※1) (※2)	×	×
空港請負工事積算基準	×	×	○(※1)

### 【補足事項】

- 港湾・漁港および空港基準による試行工事は、4週8休以上達成のみ適用(※1)
- 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する労務費について以下の5職種は対象としない(※2)  
補正対象外職種：高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用  
判断基準は金額による。

※経費補正のイメージ

(直接工事費)

①土木基準の工種(労務費、機械経費の補正)

②港湾基準の工種(労務費の補正)

(間接工事費)

(①+②) \* 間接工事費率

① > ② : 土木基準の間接費率 補正あり

① < ② : 港湾基準の間接費率 補正なし

# 「長崎県土木部における週休2日モデル工事の取組」

## 1. 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

### 2) 使用する市場単価によって補正の有無が異なります

○土木工事市場単価、下水道市場単価、地質調査市場単価は補正無し。

○港湾工事市場単価は、工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

※補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペโตรラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

廃止

(参考)現場閉所状況の確認方法(工事成績評定・経費補正)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ③ 工事完成通知日直前の金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない(例えば、火曜日が工事完成通知日の場合は、その前の週の金曜日までを対象とする)。
- ④ 評価対象期間内における現場閉所日数を評価対象期間日数で除し、4週8休、4週7休、4週6休の評価を行う。なお、評価対象期間内の祝日、夏季休暇(3日)、年末年始休暇(6日)は現場閉所日数から減じて評価するものとする。

	土	日	月	火	水	木	金	閉所日数
			① 起算日	← 工事着手日		② 評価対象外		
1週間目								2
2週間目								1
3週間目						2週目土曜日分の閉所		2
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	3
5週間目				5週目土曜日分の閉所				2
6週間目				6週目土曜日分の閉所				1
7週間目			7週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	2
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	4
9週間目								2
10週間目								2
11週間目								3
12週間目								2
工事完成週		③ 評価対象外		工事完成通知日				

④

閉所日数 26日

祝日日数 1日

対象期間日数 12×7=84日

評価 (26-1)/84=29.7>28.5  
⇒ 4週8休以上

■ 作業日 ■ 閉所日